

動く県政バス報告

三十八ヶ所、延八十三施設に千名を超える参加者。十年目を迎えますます好評です。

県の施設や重要事業現場などを広く県民に紹介し、県政への理解と認識を深めていただく、施設公聴「動く県政バス」が今年も十月一日から九日までの間、県庁及び県下十一ヶ所の県事務所発のコース、合計二十四台（来年二月に一台実施予定ですので全部では二十五台）のバスで運行されました。

昭和四十六年に始まったこの事業は今年で十年目を迎え、県民の間ですっかり定着したものとなっています。

公聴のページ



熊本女子大学をたずねて

年々参加希望者が増加しており、今年も八月十六日から九月十五日までの募集期間の応募者は一千七百四十二名（定員一千四百四十名）に達し、平均倍率一・五倍、コースによっては、八倍もの競争率に達したところもありました。

参加者からのアンケートでいろいろ貴重な意見をいただいております、来年もより一層内容を充実させ、県民のご要望にお答えしながら、県民参加の県政を推進していくことにしています。

モニターレポート

ポルノ雑誌自動販売機をどうみるか

「昭和五十五年度県政モニター第二回課題通信結果報告から」

- 問1 現在街角にいわゆるポルノ雑誌を販売する自動販売機が設置されていますが、どのように感じておられますか。
- (1) 青少年の健全育成に有害であるから一刻も早く撤去させなければならぬ。……………51.1%
  - (2) ポルノ雑誌を販売しないよう業者に自主規制を促す必要がある。……………40.2%
  - (3) 青少年に性に対する免疫性をつけるためにもポルノ雑誌はあってもよい。……………0.6%
  - (4) ポルノ雑誌は社会的需要があるから販売されている。従って、買う買わないは個人の自由である。……………6.9%
  - (5) 別に何も感じない。……………1.2%

問1について  
 まずポルノ雑誌自動販売機の是非については、実に九一・三%のモニターから直ちに撤去すべき、或いは、販売しないよう規制すべきとの回答があり、個人の意志に委ねるべき、免疫性をつけるからよいといった肯定論及び、全く無関心論は八・七%にすぎませんでした。

問2について  
 では、どうすればポルノ雑誌の自動販売機を追放できるかについては、四十二・五%の人が「設置場所を貸さない、置かない」住民運動の展開をあげ、次いで、ポルノ雑誌の有害性の広報の徹底をあげています。また、法律等によって禁止すべきとの意見も十八・四%ありました。

- 問2 青少年をポルノ雑誌の害毒から守るためには、どのような方法がよいでしょうか。次の中から1つか2つ選んでください。
- (1) 地域ぐるみの住民運動として「ポルノ雑誌自動販売機の設置場所を貸さない、置かない」運動を展開する。……………42.5%
  - (2) 法律によってポルノ雑誌発行を禁止する。……………18.4%
  - (3) ポルノ雑誌自動販売機が青少年に与える有害性について、広く県民にしらしめる。……………20.2%
  - (4) ポルノ雑誌を読まない、見せない、売らない（三不運動）を展開する。……………10.5%
  - (5) その他……………8.4%

県指定重要文化財

くまもとの文化財

＝浜の館出土品＝

熊本市水前寺6丁目18番1号  
 (熊本県教育委員会)



三彩鳥型水注2対のうちの1箇

上益城郡矢部町の県立矢部高校敷地は、昔から地元古老達によって、阿蘇大宮司の「浜の館跡」として伝えられてきたところである。阿蘇氏は、大和朝廷による全国統一前から阿蘇地方の首長であり、統一後は、国造としての地位を保持し、平安中期の承暦年間（一〇七七～一〇八〇）には、荘園制の進行に伴ない中央権力と結びついた大宮司として領主的支配に転換している。

以来一二世紀前半まで上益城郡甲佐神社、宇土郡浦神社及び熊本市健軍神社を末社として、その社領を支配し、小国、矢部を合わせ、武士団の棟梁として成長を遂げている。矢部浜町に大宮司の本拠として「浜の館」が営まれたのは、この時期承元元年（一一二〇七）頃であり、大宮司阿蘇惟次が「浜の館」の祖とされている。

その後、戦国末期の天正一四年（一五八六）頃、島津氏によって落去するまで、およそ三八〇年間矢部浜町は阿蘇氏の根拠地となっていた。

「浜の館出土品」は、阿蘇氏全盛のこの時代に中国（明）の華南地方（福建・広東省付近）に焼かれたもので、阿蘇家の宝物あるいは祭祀用具とされている。

なお、これら「浜の館出土品」は、矢部高校の全面改築に伴なう発掘調査によって確認された浜の館跡庭園の池の畔の二つの穴から発掘され、写真にみる三彩鳥型水注以下二一点を数える。

(昭和五〇年三月二四日指定)